



▲ 設立総会の様子

同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策の推進について、行政や関係機関との調整や協力、助言を行い、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、旧町組織を支部として、5月31日(金)「甲賀市同和・人権事業促進協議会」が設立されました。

本協議会は、旧町において今日まで同和事業の実施に関する調整や協力・意見具申等、事業の促進に大きな役割を果たしてこられました。今日まで築き上げられた成果や実績をもとに、同和事業を中心として広く人権事業に輪を広げ、行政・関係団体との協力体制の構築といった人権政策の推進に中心的な役割を担うものとして期待されています。

市では、「人権」を新市建設計画の柱のひとつとして位置付け、2004年12月に制定した「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」をもとに、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを推進しています。

新しい協議会との連携のもと、市の人権行政が生活福祉や教育・産業就労等、各分野で総合的な機能を発揮し、人権・同和問題が解決されるよう努めます。

【問い合わせ】

人権政策課 ☎ 65-0694 FAX 63-4087

📍 人権が尊重されるまちづくりをめざして



農業所得申告者の皆さんへ

水稻作付けにかかる農業所得標準適用の廃止について

（平成18年分から水稻所得標準が廃止されます）

農業所得の計算

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が原則です。これまで、収支計算が困難な小規模農家の方々については申告の目安として水稻所得標準を適用して申告されていた方もおられました。但し、水稻所得標準が廃止された後は、農業経営の規模に関わりなくすべて収支計算により申告していただくことになりま

収支計算

す。収支計算による農業所得の申告受けは、平成19年2月3月申告分から適用されます。ついでには、水稻所得標準を適用し農業所得を算定する申告の受けは、平成18年2月3月申告分（平成17年産の水稻収入にかかる所得申告分）が最終となりますので、農業所得を申告される方はご注意ください。収支計算への切替準備をお願いします。

収支計算とは、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額です。収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額のわかる書類の保存が必要です。

収支計算の手順

- ① 取引の書類を保存する
- ② ノートなどに集計する
- ③ 二年間の合計をまとめる
- ④ 決算修正を行う
- ⑤ 収支内訳書を作成する

確定申告のために

請求書や領収書などを保管する場所を決めておくことと便利です。また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいうように帳簿やノートなどに記録（記帳）しておくこと、申告する時に役立ちます。

初めて記帳される方へ

簡易な集計表「収支取引一覧表」を使って二年間の取引記録をまとめておくことと便利です。税務署と市役所に「収支計算のしおり」がありますので参考にしてください。

ご不明な点や分からないことがありましたら、左記までご連絡ください。

【問い合わせ】
水口税務署 個人課税部門
 ☎ 62-0317
市税務課 市民税係
 ☎ 65-0679
 FAX 63-4574